

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺動物園ペンギン・アシカ舎建設工事基本設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大建設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 大建設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9324)

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺動物園南園売店その他施設解体に伴う電気設備移設工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大建設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 大建設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9361)

随意契約理由書

1 案件名称

佃西小学校コンクリートブロック塀解体撤去工事外3件 監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 徳山建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 徳山建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

高倉小学校コンクリートブロック塀解体撤去工事外3件 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 真鍋建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社真鍋建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2382)

随意契約理由書

1 案件名称

東高等学校コンクリートブロック塀解体撤去工事外3件 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 前田都市設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社前田都市設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2382)

随意契約理由書

1 案件名称

花乃井中学校外柵改修工事外5件 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小西設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 小西設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

三稜中学校コンクリートブロック塀解体撤去工事外4件 監理業務委託

2 契約の相手方

日積設計監理 株式会社

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

日積設計監理株式会社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2382)

随意契約理由書

1 案件名称

南田辺小学校コンクリートブロック塀解体撤去工事外4件 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大匠建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社大匠建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2382)

随意契約理由書

1 案件名称

もと住吉市民病院解体撤去工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 汎設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社汎設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 区画整理記念・交流会館建設工事設計 (建築・設備) 業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大建設

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社大建設は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

摂陽中学校給食室棟増築その他工事設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 土屋総合設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社土屋総合設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているため、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ

(電話番号 06 - 6208 - 9335)

随意契約理由書

1 案件名称

上新庄第1住宅1号館建設工事 設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 上坂設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9256)

随意契約理由書

1 案件名称

飛鳥住宅2・6号館建設工事 設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 アルト建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社アルト建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9243)

随意契約理由書

1 案件名称

もと住吉市民病院解体撤去設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9353)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉長原東第4住宅7～14号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 岡田建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 岡田建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ（電話番号 06-6208-9247）

随意契約理由書

1 案件名称

高松住宅1号館解体撤去工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小河建築設計事務所

3 随意契約理由

本設計業務は、高松住宅1号館解体撤去工事の実施設計を行うものである。高松住宅1号館は、既存の高層市営住宅（保育所併設・11階建）を解体したのち、現地にて建設工事を行うものである。

高層市営住宅の解体撤去工事の後、同一敷地内で建設工事を行う場合は、解体する高層市営住宅の基礎杭の杭径が1m以上となる場合があり、抜杭を行うことで地盤の強度に悪影響を与える可能性が高いため、新築の建設設計に際しては、構造検討を慎重に行うことが求められることから、解体撤去工事と建設工事の設計業務委託を一体でプロポーザル方式により契約事務評価会議に諮り、業者選定を行っている。そうすることで解体撤去工事のための敷地や周辺の調査結果を活用できるため、設計期間の短縮及びコストの縮減を図ることが可能となる。

しかし、高松住宅1号館は、こども青少年局において、建替えに合せて併存する高松保育所を分離・独立させ、民営化による事業者公募を行う計画があることから、市営住宅の建物配置及び規模を検討し保育所敷地の確定を行わないと、保育所及び市営住宅入居者の移転計画に支障が出るため、解体撤去工事設計業務委託の業者選定に先だって、平成29年度にプロポーザル方式により「高松住宅1号館建設工事設計業務委託」が上記業者に選定され、現在、設計業務を行っている。

解体撤去工事の実施設計にあたって、建設工事の実施設計を受注している上記業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在がより明確になる。

また、現在、建設工事の実施設計を行っている株式会社小河建築設計事務所であれば、図面データを保有しているため、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を遂行することができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9256）

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破北幼稚園遊戯室棟増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ジャス

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 ジャスは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

長柄東住宅1号館耐震改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社山田建築工房

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社山田建築工房は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ（電話番号 06-6208-9247）

随意契約理由書

1 案件名称

毛馬住宅1・2・3号館耐震改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 前田都市設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 前田都市設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ (電話番号 06-6208-9247)